

2. 利用までのステップ

1 利用認定の申請

こども誰でも通園制度総合支援システム(以下「システム」という)から申請。



2 認定証の交付

登録したメールアドレス宛てにアカウント発行の通知が届く。認定証はシステムで確認可。
注申請から2週間程度かかる場合あり。

4 施設の予約・利用

施設と面談後、登録したメールアドレス宛てに利用可能となった旨の通知が届く。空き状況を確認し、予約。

3 施設との面談予約・面談

システムで施設との面談予約を申し込み、日程調整のうえ面談日時を確定し、面談を行う。

3. よくある質問 Q&A

Q.子どもにとっての意義は？

A.家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られるとともに、子どもに対する関わりや遊びなどの専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができます。
また、年齢の近い子どもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらします。

Q.保護者にとっての意義は？

A.地域のさまざまな社会的資源につながる契機となり、これによりさまざまな情報や人とのつながりが広がり、子育てに活用しやすくなります。
また、専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、孤立感、不安感の解消につながり、少しの時間でも、子どもと離れ自分のための時間を過ごすことで、育児の負担軽減につながります。

Q.毎日通えるの？

A.月10時間までの利用です。子どもや保護者の都合に応じて利用してください。

Q.全ての保育施設で利用できるの？

A.いいえ。この事業を実施するにあたって市町村の認可を受けた施設に限られます。

Q.利用料金はどこに支払うの？

A.利用する施設へ支払ってください。

Q.どんな利用パターンがある？

A.利用する曜日や時間を固定して同じ施設を定期的に利用する「定期利用」と、利用する曜日や時間を固定せず利用したいときに利用する「柔軟利用」があります（施設によって、利用できるパターンが異なります）。

Q.一時預かりとの違いは？

A.一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために預かるものではなく、家庭にいただけでは得られない経験を通じて、子どもが成長するように、「子どもの育ちを応援すること」が主な目的です。

こども誰でも通園制度

4月から全国一斉に本格実施！

3月上旬より利用認定の申請受付を開始します。

問こども施設課 TEL06-6992-1637

1. こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

対象者

市内在住の生後6カ月～満3歳未満の未就園児(3歳の誕生日の前々日まで)

利用日時点で、保育所・認定こども園・地域型保育事業(小規模保育・事業所内保育・家庭的保育)や企業主導型保育施設などに在籍していない子ども

利用可能時間

子ども1人につき月10時間まで(1回あたり最低1時間から、30分単位で利用可能)

注1日あたりの利用できる時間や利用できる曜日などは施設によって異なる。

利用料金

1時間あたり
300円程度

注施設によって異なる。給食やおやつ代など別途実費負担が発生する場合あり。

実施施設

決まり次第、市ホームページにて公表



利用する前に、「利用認定」を受けよう！



注内容に変更が生じる場合があります。変更が生じた場合は、市ホームページにてお知らせします。